

保護者各位

鯖江市健康福祉部こどもまんなか課長

令和8年度夏期休暇中の学童保育の実施について（案内）

夏期休暇中の学童保育を下記のとおり実施するので、利用希望の方は申し込みをお願いします。

記

- 1 実施内容 裏面のとおり
- 2 対象児童 市内在住で日中にこどもだけとなる家庭の小学校1年生から6年生  
〔児童と同居（同一敷地内の別世帯を含む）する70歳未満の保護者等（父母や祖父母等）が日中にこどもを保育できないことを要件とします。〕
- 3 申込期限 **6月15日（月） ※期限厳守**
- 4 提出先 希望の実施会場
- 5 注意事項  
(1) 通常期の学童保育の申込者も、夏期休暇中の学童保育の申込が必要です。  
(2) 実施会場は校区ごとに指定します。※指定以外の会場は、原則不可。

**◎定員を超えた場合、年少児童を優先し、利用をお断りする場合があります。兄弟姉妹で申し込まれても、年少児童のみの受け入れとなることや通常期の学童保育に入会していてもお断りする場合があります。**

**◎ご希望と異なる児童クラブに変更になる場合があります。**

**◎学童保育をどうしても利用しないといけない人のためにも、祖父母等の協力が得られる場合、入会をご遠慮ください。**

【問合せ先】

鯖江市こどもまんなか課  
電話 53-2224

## 令和8年度夏期休暇中の学童保育について

### 【実施会場・時間等】

| 校区  | 実施会場      | 所在地                        | 連絡先               | 保育時間  | 定員  |
|-----|-----------|----------------------------|-------------------|-------|-----|
| 惜陰  | 舟津児童センター  | 舟津町4丁目8-16                 | 51-3329           | 8～18時 | 30人 |
| 進徳  | 小黒町児童センター | 小黒町1丁目1-18                 | 52-4529           | 8～18時 | 25人 |
|     | 長泉寺児童センター | 長泉寺町2丁目3-11                | 52-0697           | 8～18時 | 20人 |
| 鯖江東 | 新横江児童センター | 定次町108                     | 51-1450           | 8～18時 | 45人 |
|     | 鯖江東児童クラブ  | 新横江2丁目6-37<br>(鯖江東小学校内)    | 090-2553<br>-2464 | 8～18時 | 20人 |
| 神明  | 神明児童クラブ   | 水落町4丁目13-23<br>(神明小学校内)    | 51-1710           | 8～18時 | 90人 |
| 鳥羽  | 鳥羽中児童センター | 神明町4丁目7-55                 | 52-5920           | 8～18時 | 20人 |
| 中河  | 曲木児童センター  | 中野町54-30-1                 | 52-5940           | 8～18時 | 30人 |
|     | 中河児童クラブ   | 中野町73-16<br>(中河小学校内)       | 090-2550<br>-5121 | 8～18時 | 20人 |
|     | 上河端児童クラブ  | 上河端町40-28<br>(上河端町集落センター内) | 52-5550           | 8～18時 | 25人 |
| 片上  | 片上児童クラブ   | 大野町6-8-1<br>(片上公民館内)       | 090-2550<br>-5131 | 8～18時 | 30人 |
| 立待  | 石田児童センター  | 石田下町17-11                  | 52-5160           | 8～18時 | 30人 |
| 吉川  | 平井児童センター  | 平井町27-9-5                  | 62-0716           | 8～18時 | 35人 |
|     | 吉川児童クラブ   | 大倉町22-1<br>(吉川小学校内)        | 62-3170           | 8～18時 | 30人 |
| 豊   | 豊児童クラブ    | 下野田町39-29<br>(豊小学校内)       | 62-2111           | 8～18時 | 65人 |
| 北中山 | 北中山児童クラブ  | 磯部町25-11<br>(北中山小学校内)      | 65-1027           | 8～18時 | 25人 |
| 河和田 | 河和田児童クラブ  | 西袋町67-8<br>(河和田小学校内)       | 65-0330           | 8～18時 | 30人 |

### 【保育期間】

7月21日(火)～8月29日(土)

※7月18日(土)は通常期の学童保育に含まれます。

※日曜日、祝日、お盆の期間(8/13～15)は休み。

### 【保育料】 13,000円

- ① 特別行事への参加費等が生じたときは、別途実費徴収します。
- ② 途中退会や欠席等による保育料は返還しません。
- ③ 保育料は、後日送付する納入通知書で期限までに次の鯖江市収納金融機関にて納入してください。

鯖江市収納金融機関：福井銀行・北陸銀行・福井信用金庫・北陸労働金庫・  
福井県農業協同組合・越前たけふ農業協同組合・北國銀行

※夏期休暇中の学童保育の保育料は、**口座振替をいたしません。**

※鯖江東・神明・中河・上河端・吉川・豊児童クラブは、民間事業者に委託しており、民間事業者の定める納付方法となります。

### 【活動内容】

- (1) スタッフの指導のもと、自主的な遊びを中心とした活動を行います。
- (2) 宿題や自主学習ができる環境を提供します。※スタッフによる学習等の指導は行いません。

### 【提出書類】

<令和8年度の通常期学童保育もしくは春期休暇の申し込みをされている児童について>

#### ○令和8年度長期休暇時の学童保育利用に関する同意書

※きょうだいで申し込む場合は、申し込む人数分必要です。

※就労証明書等は必要ありません。

※例：兄弟のうち弟のみが通常期学童保育を申し込み、兄は夏休みのみ利用を希望する場合、弟は上記の同意書を、兄は下記の申込書をご提出ください。

<令和8年度の通常期学童保育もしくは春期休暇の申し込みをされていない児童について(夏期休暇のみ利用)>

- (1) 令和8年夏期休暇中の学童保育申込書
- (2) 保育ができない理由の証明書(児童と同居する**70歳未満**の保護者等全員分が必要)

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 就労の場合    | 就労証明書(学童保育用) ※市指定様式   |
| 疾病の場合    | 疾病証明書 ※市指定様式          |
| 妊娠・出産の場合 | 出産予定日が分かるものの写し(母子手帳等) |
| 就学の場合    | 在学証明書 ※様式任意           |

※申込書等は各学童保育の会場に設置するほか、市ホームページからダウンロードできます。  
※きょうだいで申し込む場合の必要部数は(1)は申し込む人数分、(2)は1部です。

【申込期限】 6月15日(月) ※期限厳守

### 【学童保育を利用するにあたっての同意事項】

下記の全てについて同意した上で、申し込みをしてください。

- (1) **午後6時までに必ず保護者によるお迎えをお願いします。**どうしてもお迎えが遅れるときは必ず実施会場に連絡してください。
- (2) 実施会場までの行き帰り、学童保育外での事故に関して、学童保育は一切の責を負いません。
- (3) **欠席するときは、必ず保護者から実施会場に連絡してください。**
- (4) 昼食、お茶、着替え等は各自で持参してください。
- (5) 学童保育の活動中に発熱やけがで体調をくずした場合など**保護者に緊急の連絡をする場合があります。速やかに迎えにきてください。**
- (6) 体温が37度以上ある時や体調が優れない場合、学童保育の利用を控えてください。
- (7) 保育期間中に児童の故意または重大な過失によって建物、備品等を破損した場合、修繕に係る費用を負担していただくことがあります。
- (8) 児童がスタッフの指示に従わない場合、途中で退会していただくことがあります。この場合も保育料は支払わなければいけません。
- (7) 学童保育の入会の審査にあたり、申込書に記載されている情報を鯖江市が公簿等により、確認することがあります。
- (8) 児童への支援を適切に行うため、認定こども園・保育園(所)・小学校と児童情報を共有することがあります。
- (9) 子どもたちを安全にお預かりするため、**子どもの体のことや気を付けて欲しいことについては、保護者の方から現場のスタッフにお伝えいただきますようご協力をお願いします。(学童保育申込書にもご記入ください。)**
- (9) 上記のほか、各会場のルールを守ってください。

### 【問合せ先】

鯖江市こどもまんなか課 TEL 53-2224 (直通)

学童保育の管轄は、「鯖江市こどもまんなか課」です。

学校とは別の管轄となっているため、学童保育に関する問い合わせはこどもまんなか課へお願いします。